

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（公印省略）

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の  
一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示」（令和4年厚生労働省告示第166号）が令和4年4月19日に告示され、同年4月20日付けで適用されることに伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月18日付け保医発0318第2号。以下「留意事項通知」という。）を下記のとおり改正するとともに、改正の概要を示すので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

## 記

### 1. 改正内容について

留意事項通知の診断群分類定義表中、「040040 肺の悪性腫瘍」、「080140 炎症性角化症」を別紙のとおり改める。

### 2. 改正の概要について

「040040 肺の悪性腫瘍」のうち手術・処置等2の6に「ソトラシブ」を、「080140 炎症性角化症」のうち手術・処置等2の3に「ビメキズマブ」を追加する。

診断群分類			医療資源を最も投入した傷病名		病態等分類		年齢、出生時体重等		手術					
MDC	コード	分類名	ICD名称	ICDコード	対応コード	フラグ	病態区分	コード	フラグ	手術分岐	対応コード	フラグ	点数表名称	
04	0040	肺の悪性腫瘍	気管の悪性新生物<腫瘍> 気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍> 肺の続発性悪性新生物<腫瘍> 中耳及び呼吸器系の上皮内癌、気管 中耳及び呼吸器系の上皮内癌、気管 支及び肺 中耳及び呼吸器系の上皮内癌、呼吸 器系、部位不明	C33 C34\$ C780 D021 D022 D024						手術なし その他の手術あり	99 99 97 02 97 03 97 04 97 05 97 05 97 06 97 07 97 97	手術なし 肺悪性腫瘍手術 気管支形成手術 輪状切除術 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術 気管支腫瘍摘出術(気管支鏡又は気管支ファイ バースコープによるもの) 気管支鏡下レーザー腫瘍焼灼術 胸腔内(胸膜内)血腫除去術 気管支狭窄拡張術(気管支鏡によるもの)		
08	0140	炎症性角化症	尋常性乾せん<癬> 全身性膿疱性乾せん<癬>	L400 L401						光線力学療法 早期肺 がん(0期又は1期に限 る。)に対するもの	01 01	光線力学療法 早期肺がん(0期又は1期に限 る。)に対するもの	99 99 97 97	手術なし 手術あり